



各 位

2009年 6月 2日

件名：食品先行サンプルの取扱について

平成22年1月より、食品等輸入届出時に提示する先行サンプルでの検査結果が認められなくなります。

御承知の通り、厚生労働省に食品等の輸入届出を行う際に、食品であれば添加物・残留農薬、器具・おもちゃ等は材質などの規格検査を行い、検査結果を提示することが必要とされています。

この検査には時間がかかるため、実際に貨物が到着してからその一部を抜き取り検査をしていたのでは、フリータイム（保管料が発生しない期間）内に貨物を引き取ることが困難になります。

その為、本格的輸入に先立ち少量をサンプルとして取り寄せて検査を行い、安全性に問題ないことが確認できれば本輸入時に輸入手続の迅速化を図ることが出来る、先行サンプル制度の活用を従来厚生労働省も指導して参りました。

しかし、先行サンプルは検疫所への輸入届出がなく、実際に販売・営業目的で輸入される食品等との同一性の確認が困難であること、また検査機関において先行サンプルの検査結果の証明書を試験を実施せずに発行した事案があったことなどから、この制度が廃止されることになりました。

但し混乱を避けるため本年(平成21年)12月31日までは先行サンプルの検査結果が認められます。

食品であれば、本来検査結果は約1年間有効ですが、先行サンプルの結果については、たとえば今年の12月に検査を行ったとしても、来年の1月1日以降は認めてもらえなくなります。

同じ商品を今後も引き続き輸入される御予定の荷主様におかれましては、先行サンプルでの検査結果が認められる本年中に本貨物(販売目的等)での検査を行い、来年以降の輸入時に使用できるような御手配が必要になるかと存じます。

例外としまして、おもちゃに関しては常に新商品が発売され、継続して同一商品が輸入されることが少なく、また、おもちゃの材質に係る規格検査には多くの日数が必要になることから、先行サンプル取扱の変更によって多大な影響を受けることとなります。その為現段階では玩具協会等と厚生労働省との話合いの中で海外の公的検査機関での検査結果は、本貨物での検査結果として認められるとの見解が出ています。

おもちゃについては明確な結論が出次第改めてご報告いたしますが、食品等の同一商品を継続して輸入されるご予定の荷主様におかれましては上記内容について御賢察の上、計画的なご対応をいただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372~3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>